

筑後川流域水懇談会 規約

（設置）

第 1 条 本会は、「筑後川流域水懇談会」（以下「懇談会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 懇談会は、近年の気候変動に伴う降雨の増大や極端化、社会情勢の変化等を踏まえて、筑後川流域の課題や将来に向けた方策等について意見交換し、筑後川水系の「流域治水」、「水利用」、「流域環境」の一体的な取組みに資することを目的とする。

（組織等）

- 第 3 条
- 1 懇談会は、筑後川河川事務所長が設置する。
 - 2 懇談会の委員は、学識経験を有するもの及び筑後川流域の水管理に関わる関係者のうちから、筑後川河川事務所長が召集する。
 - 3 懇談会の委員の任期は原則として 2 年とする。
 - 4 協議会の運営及び進行は事務局が行う。
 - 5 懇談会は、必要に応じて部会等を設置することができる。
 - 6 懇談会は、必要に応じて委員以外の者に対し、懇談会の場で意見を求めることができる。

（懇談会の成立）

第 4 条 懇談会は委員総数の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。

（座長）

- 第 5 条
- 1 懇談会には座長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。
 - 2 座長は懇談会の運営と進行を総括し、懇談会を代表する。

（公開）

第 6 条 懇談会の公開方法については、懇談会で定める。

（事務局）

第 7 条 懇談会の円滑な運営にあたり、事務局を設置する。事務局メンバーは、国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所、筑後川ダム統合管理事務所、佐賀河川事務所、福岡県県土整備部河川整備課、佐賀県県土整備部河川砂防課、熊本県土木部河川港湾局河川課、大分県土木建築部河川課及び筑後川流域利水対策協議会とする。

（規約の改正）

第 8 条 懇談会は、この規約を改正する必要があると認めるときは、委員総数の 3 分の 2 以上の同意を得てこれを行うものとする。

（その他）

第 9 条 この規約に定めるもののほか、会議の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、懇談会において定める。

(附則)

第 10 条 本規約は、令和 7 年 3 月 14 日から施行する。

別紙 1 筑後川流域水懇談会 名簿

(委員)

九州大学大学院	工学研究院	教授	矢野	真一郎
九州大学大学院	農学研究院	教授	鬼倉	徳雄
九州大学大学院	工学研究院	准教授	丸谷	靖幸

久留米市長
柳川市長
八女市長
筑後市長
大川市長
小郡市長
筑紫野市長
太宰府市長
うきは市長
朝倉市長
筑前町長
東峰村長
大刀洗町長
大木町長
広川町長
佐賀市長
鳥栖市長
神埼市長
吉野ヶ里町長
基山町長
上峰町長
みやき町長
南小国町長
小国町長
日田市長
九重町長
玖珠町長

福岡有明海漁業協同組合連合会代表理事会長
佐賀県有明海漁業協同組合代表理事組合長

三井郡床島堰土地改良区 理事長
佐賀土地改良区 理事長

福岡県 県土整備部長
福岡県 農林水産部長

佐賀県 県土整備部長
佐賀県 農林水産部長

熊本県 土木部長
熊本県 農林水産部長

大分県 土木建築部長
大分県 農林水産部長

経済産業省 九州経済産業局 資源エネルギー環境部長

農林水産省 九州農政局 北部九州土地改良調査管理事務所長

水資源機構 筑後川局長

NPO法人筑後川流域連携倶楽部代表
九州河川協力団体連絡会議流域世話人

(事務局)
国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所
国土交通省 九州地方整備局 筑後川ダム統合管理事務所
国土交通省 九州地方整備局 佐賀河川事務所
福岡県 県土整備部 河川整備課
佐賀県 県土整備部 河川砂防課
熊本県 土木部 河川港湾局 河川課
大分県 土木建築部 河川課
筑後川流域利水対策協議会